

財政学における「相対的自律性」について（上）

西 村 貢

<目次>

はじめに

一 坂本忠次氏の「国家と経済の相互作用論」の概要

1. 宇佐美誠次郎氏の問題提起

2. 坂本忠次氏の理論的特徴

3. 「財政的諸関係は上部構造に属する社会関係である」という見解について

(未完)

はじめに

国家独占資本主義といわれる複雑で多様な現代資本主義を分析するためには、あるいは1989年に「激動する東欧」・「東欧の民主化」といわれた現存社会主义における諸問題を分析するためにも、あるいはまた、資本主義から社会主义への過渡期の政策を考えるためにも、国家と経済の相互作用の分析は何にもまして今日の大切な研究課題となっている。もちろん、この課題は多くの側面からなる諸研究の総合によって果たされねばならないものであることはいうまでもない。

本稿の対象としている財政学の研究においても、国家と経済の相互作用の法則性を解明しようという課題は、従来から焦眉の研究課題であった。財政学に

おける研究対象の特殊性が国家活動の経済的基礎を解明しようということにあるため、国家論と経済学の両者との関連において財政現象を解明するという方法と課題は不可避的であった。そこで、財政学の研究対象を国家と経済の相互作用とすること自体は、どのような立場に立つ財政学研究者にとっても意見が一致するところである。ところが、その法則的把握の内容について意見の一致をみていないというのが研究の現状である。マルクス主義の立場に立つ論者に限定したとしても同じである。

このように、研究対象それ自体については同じ認識をもちながらも、その内容についての見解がまちまちであり、しかもその点についての論争が意欲的に展開されているとはいがたい。そこに財政学研究における根本問題のひとつがある。かつて、マルクス主義財政学の研究者の間で、いわゆる財政学方法論々争が展開されたことがある。その主要な論争者は、宇野経済学の立場に立って段階論としての財政学のあり方を主張された武田隆夫氏であり、それに対する批判者としてアダム・スミスやマルクスに依拠しつつ経済学の一分科としての財政学のあり方を主張されたのが宇佐美誠次郎氏である。島恭彦氏も後者とほぼ同じ内容で社会科学としての財政学を展開された。ところが、1950年代後半から高度経済成長が本格的に開始されるとともにその主要な政策手段となつた財政政策の評価をめぐる論争へと学会の主要な関心が移行し、財政学方法論に関する論争についてはいわば頓挫したかたちとなつたままである。その後各論者は、みずから の方法論を具体化すべくそれぞれの財政学や財政政策論を開拓してきた。

しかし、その後の財政学の展開においても、国家と経済の相互作用についての把握がことなつたままであるがゆえに、財政学の本来的な研究対象としてきた国家活動の分析において、いまなお国家論と経済学の両者との関連において財政現象を法則的に把握するということの重要性が主張されるばかりで、その内容について具体的に論究されていないといえる。このような現状では複雑な現代国家の本質や新たな財政現象を法則的に解明することは非常に困難である

と思われる。

本稿では、このような研究の現状にたいし「国家と財政の理論を地方自治論（地方財政論）をふまえて、従来からの社会構成体論のうえでどのように位置づけ」（坂本忠次『国家と地方自治の行財政論』、4 ページ），財政学を考えてゆくべきなのかについて論文を発表されている坂本忠次氏の見解を手がかりとして、マルクス主義財政学の検討をおこないたいと思う。

なお、引用文の冒頭に、[1]、[2] などとつけてあるものは、参照の便宜のためにつけたものである。

第一節 坂本忠次氏の「国家と経済の相互作用論」の概要

1. 宇佐美誠次郎氏の問題提起

戦後の日本の財政学は、(1) 戦前からドイツ財政学の導入とともに成立し、財務行政技術の体系化という統治者＝官僚機構の必要性に応じて、制度論を中心とした伝統的財政学、(2) 高度経済成長期の支配的財政思想として、フィスカルポリシーを中心とした近代経済学的財政学（そして、1970年代以降におけるケインズ主義への批判として登場してきた公共財理論、公共選択論などの公共経済学）、および(3) マルクス主義財政学という三大潮流の対抗関係で展開してきた。

坂本氏は、マルクス主義財政学の潮流に属し、宇佐美誠次郎氏が提起された課題を深める立場から研究をすすめられている。かつて、宇佐美氏は、マルクス主義財政学の課題と方法について次のように述べられた。

- [1] 近代経済学的財政学を批判されつつ「(これらの財政学は) 財政学そのものを平板な数量的相互関係へ解消してしまおうとし、現実と理論との背離をいよいよ拡大して行くにすぎない。」（宇佐美誠次郎「財政学の『独自性』について」、『経済志林』第17巻1・2合併号、55ページ）。
- [2] 「わたくしが財政学を経済学の一分科として把えなければならぬというのは、決して財政学から国家や政治を払いのけることを意味するものでは

ない。それは経済学の基礎分析たる生産過程から流通・分配過程への上向し、その基礎の上に国家権力という具体的諸関係を導入し・理解し、更にその下部構造への反作用を分析して資本制社会の運動法則を複雑にして豊富な形で研究して行くべきことを述べたにすぎない。それこそが経済学として財政学を学問的に正しくおし進める道であろう。………国家権力は財政学における重大な基礎範疇となり、その科学的把握なしには財政学を論じえないことは明らかである。」（同前、56ページ）。

[3] 「基礎的経済過程についての正確な経済理論と、科学的な国家論こそ、漂流しつつある財政学に強力なエンジン装置をすえつけるものにはかならない。」（同前、57ページ）。

宇佐美氏は財政学の課題について、同様の趣旨の指摘を『財政学（上巻）』（法政大学出版局、1956年）、『財政学』（青木書店、1986年）などで繰り返されている。

本稿では、この宇佐美氏の指摘を私なりに深めたいと思う。なぜなら、階級社会における財政はつぎのような運動をするからである。財政は、支配的資本の蓄積様式に規定づけられた国家目的を遂行し実現するための政策手段である。それは、経済的土台における支配的資本の運動（敵対的生産関係の矛盾）やそれに規定されながら意識への反映を媒介とした諸矛盾および敵対的生産関係の矛盾を原動力として運動する国家およびその諸構成要素の相互作用に媒介されながら国家の構成要素のひとつとして相対的に自立し自律的な運動を展開するのである。

このような運動を科学的に解明しようとするのであれば、財政学は、総体としての国家の運動に原動力をあたえる複雑で有機的な経済的土台と、総体としての国家を構成している諸要素との相互の関係を分析しつつ、それらが財政過程に反映しそれがまた独自に経済的土台および国家の他の構成要素と相互に関係しあうところで展開される複雑で有機的な関係を解明することを課題としているのである。したがって、財政学は経済学を基礎としながらも国家論ぬきに

展開することはできない、という宇佐美氏の指摘は、今日的に考えても正しいと思うのである。

2. 坂本忠次氏の理論的特徴

ところで、坂本氏は宇佐美氏の指摘をどのように深められたのであろうか。それは、坂本氏の「国家と経済の相互作用論」を検討することで明らかになるであろう。

坂本氏の「国家と経済の相互作用論」についての考え方は、マルクス主義財政学の方法論々争に関して氏が論じた以下の四つの論文の中に示されている。

- ① 「『財政学方法論』への一視点（上）」『（岡山大学経済学会雑誌』第3巻第1号、1971年）——坂本第一論文と略す。
- ② 「国家論と財政学の今日的課題」（『経済』1976年5月号）——坂本第二論文と略す。
- ③ 「国家論と地方自治論への課題」（加藤・古川・良知・鷺見編『現代資本主義と国家』、1976年）——坂本第三論文と略す。
- ④ 『国家と地方自治の行財政論』（青木書店、1979年）——坂本第四論文と略す。

これらの論文のなかで坂本氏が論じていることは、資本主義国家の財政の分析、つまり分析対象として社会形態に資本主義的社会構成体という歴史的限定性をくわえたうえで、「財政民主主義」の見地から「上部構造からの能動的作用と反作用」という国家活動の「経済的＝貨幣的側面」を中心とした財政学の課題と方法についての問題である。

氏の理論の第一の特徴は、財政学は上部構造の相対的自律性を前提とした上部構造＝国家主体の活動を前提とした政策科学であるから、上部構造におけるイデオロギー的諸関係を媒介として財政的諸関係が展開されていることを分析しようとするところにある。

第二の特徴は、媒介項としての「財政民主主義」の措定にある。すなわち、財政学は「土台における諸矛盾の解決ないし止揚が、結局は政治過程（諸階級

の運動による）によってしか行いえないことを明らかにする」（第一論文、68ページ）こと、つまり、経済的土台の自律的な運動と上部構造の相対的で自律的な運動とを「財政民主主義」というカテゴリーを媒介として関係づけ、経済的土台における諸矛盾はそのレベルでは解決せず、上部構造における矛盾へと転化し、そこでの「矛盾の部分的ないしは総体的に止揚しうる可能性と必然性」（同前、71ページ）を解明することが財政学の課題であるというのである。言い換えれば、資本主義のもとでは矛盾を「部分的ないしは総体的」に止揚するための財政政策の遂行も、結局は敵対的な生産関係に由来する「経済法則の貫徹を促進ないしは助長せざるをえない限界性」（同前、72ページ）を有するということを明らかにすることが資本主義を対象とした財政学の主要な課題であるとされる。

こうした財政政策の立案と執行の過程は、議会制民主主義におけるブルジョア民主主義的政治原理とその財政過程への反映である「財政民主主義」の形骸化と実質化をめぐる階級的対立（作用と反作用、あるいは対抗と相剋ともいわれる）として現実化しているので、そこにおける力関係を分析することが財政学の課題であるというのである。

このように、「危機下の資本主義財政の実証的・歴史的分析と、変革への課題をになう国家論をふまえた中央地方にわたる財政民主主義の実質化への規範的・実践的視角」（第二論文、312ページ）という見地から、経済的土台を主たる対象とする経済学と上部構造を主たる対象とする国家論とを「財政民主主義」の局面における力関係においてとらえようとされるところに、坂本氏の理論的特徴がある。

3. 「財政的諸関係は上部構造に属する社会関係である」という見解について
つぎに、それぞれの理論的特徴について検討することにする。まず、第一の特徴については、つぎのとおりである。坂本氏は財政的諸関係について、マルクスの『経済学批判序言』に依拠しつつ社会構成体を生産諸関係の総体である経済的土台とそれに規定され制約される上部構造とに二分したうえで、財政的

諸関係は上部構造に属する社会的諸関係であり、したがって、それはイデオロギー的諸関係を媒介として運動する社会関係であると指摘される点については、全く賛成である。

しかし、そこで展開されている内容については、以下に検討するように問題がないということではない。

まず、坂本氏は社会構成体論との関連で財政学の課題についてどのように考えておられるのであろうか。氏は、それについて次のように述べられている。

[4] 「財政学は、現代資本主義における政治と経済の相互作用・相互規定性の矛盾を、主として国家——地方自治体をふくむ——の経済的＝貨幣的側面を中心にあつかう科学である。それは、経済学の一分科として経済学の理論に基づきながら、同時に、政治の領域にかかわる問題、つまり国家活動の物質的な基盤としての租税や公信用、経費、国家資本などの財政的諸関係をあつかう。」(坂本第二論文、312ページ)。

[5] 「元来財政学が、土台と上部構造の相互作用、より具体的にいえば、資本主義社会における土台＝商品経済社会の運動法則がもたらす作用と、それからは分離された上部構造における階級主体間の政治原理——そこでは統治主体における支配的な階級による強制と合意、そこでの民主主義的参加が課題となる——に基づいた租税等の経済的力能(＝財務行政)を用いての作用との間の矛盾、発展の体系を扱う科学である以上、国家や権力の問題をぬきにした財政学はあり得ない。」(坂本第三論文、51ページ)。

[6] 「財政は、資本主義社会の経済と政治にまたがる二つの矛盾した側面を有している。つまり、言いかえれば、元来財政学は、まず、その直接的な分析対象として、資本主義社会の国家と地方自治体の活動の物質的基盤となる租税や公債、公信用、経費、国家資本などの財政的諸関係・諸形態——立憲制国家のもとでの財務行政としてあらわれる——を扱う。しかも、かかる国家や地方自治体の活動の経済的基盤の検討は、基本的には、資本主義社会の経済の再生産過程や商品の運動法則を解明する経済学の理論にも

とづいておこなわれる。財政は、究極的には土台における資本主義社会の経済法則（価値法則＝「市場経済」法則、独占段階ではさらに独占体の行動に規定された諸法則が追加される）から規定性を受けたものとして存在するのである。しかし一方で、国家のさきにあげた諸形態での財務行政はまた、本来的には資本主義社会の上部構造に属し、土台への一定の反作用をおこなうものとして歴史的に存在していることにも注意しておかねばならない。つまり財政は、同時に国家（と地方自治体）の財務行政における民主主義のあり方をめぐる諸個人、諸団体（職域・地域）、諸階級・諸階層の主体的・自律的な運動を前提にした経済社会からの一定の相対的に独自な、上部構造から土台への能動的な反作用の諸形態——いわゆる政治権力的、社会的、文化・イデオロギー的な——を基礎づける貨幣的基盤としても機能しているのである。財政学が、かかる意味での反作用の諸形態の一環として、いわば社会の上部構造の問題分野に属していることはいうまでもない。…………かかる意味での上部構造からの能動的な作用と反作用、より具体的には、国家や民主主義の問題をぬきにした財政学の展開は、本来的にありえない…………。」（坂本第四論文、6—7ページ。傍点は坂本氏）。

引用文 [4]～[6] で述べられているように、坂本氏は、財政学を上部構造を対象とした科学に属する一分野として、国家の相対的自律性を前提にその財務行政が主たる分析対象であると述べられる。この点を明確に述べられているのは、坂本第四論文である。そこでは、財政論（学）の対象を経済と政治の接点であるという通説を批判して「財政は、広い意味の一種の経済とよびうるとしても、厳密に、そして基本的にいえば、社会の上部構造の一環をなす（“接点”ではない）経済といわなければならぬ」（小林晃『現代財政論』新評論、1976年、11—12ページ）という小林晃氏の見解に「同感である」（坂本第四論文、11ページの注）と述べられていることからも明らかである。

このように、資本主義における財政的諸関係は、生産諸関係の総体を「実在的土台」とする経済的社会構成体において、上部構造に属する諸関係であり、

上部構造における社会関係の構成要素であり、財政的諸関係は経済的土台を基礎としながら、そこから運動の第一義的な原動力をうけとり、相対的自律性をもって運動するという坂本氏の見解は、正しいと思う。そして、このような見地から財政的諸現象を研究することは、財政的過程および諸関係を、資本主義という社会構成体の実在的土台と上部構造という質的に異なるものの有機的連関を解明するというのではなく、両者を同等な質をもつものの相互関係・相互作用として把握しようとする、近代経済学的な諸潮流の非科学性を批判するという意味でも重要な見地であると思う。

本稿は、近代経済学的諸潮流および官房学的な伝統的財政学の諸潮流について検討することを課題としているのではないが、財政現象を分析する見地についてつぎのような基本的な違いがあることを述べておきたいと思う。

資本主義社会とは、物質的生産諸力の一定の発展段階に対応した生産諸関係、つまり「物質的社会関係」を基礎として、それが「イデオロギー的社会関係」⁽¹⁾を規定し、制約する社会構成体であるということはいうまでもない。したがって、そこでは、支配的資本の運動に規定された資本の生産・流通過程および分配過程における生産諸関係の総体を実在的土台とする。そして、それらの過程での敵対的生産関係の矛盾がイデオロギー的社会関係を媒介としてたえず上部構造である国家に——生産関係における階級矛盾に規定される階級闘争の非和解性の產物として国家、あるいは階級矛盾を調停したり緩和したりしながら支配階級が被支配階級を抑圧し、それを現存秩序の内部におしとどめておくための機構ないし機関である国家に⁽²⁾——、反映し、国家は経済的土台からたえず運動の原動力をうけとりつつも、国家は、それ自体独自な運動過程である側面——国家の相対的自立性の側面——をもつのであるから、そのような国家を構成する諸要素のひとつである財政機構・機関の運動は、経済的土台によって第一義的で本源的な運動の原動力を付与されるとともに国家の諸構成要素が相互に反発したり、衝突したり、結合したりするという相互作用・関係からもまた運動の原動力をうけとる。しかも、その運動の原理は、国家目的を遂行する手段と

して、支配的資本の蓄積様式に究極的に照応する方向で収奪機能をはたすという本質的な運動原理に規定されながらも、その時々の階級編成に応じた階級意思の相互作用、経済的および政治的力関係を媒介として運動する。それらが総体として財政機構・機関の相対的自立性を規定するとともに相対的自律性を有しながら、財政諸機構・機関は運動するのである。したがって、さきに指摘した二つの側面からの運動のエネルギーの付与によって、財政諸機構・機関は、それぞれ独自の機能をはたす。財政諸機構・機関を構成するそれぞれの諸構成要素は、それぞれ独自の運営規範をともないながら、それぞれ独自に与えられた政策目的を現実化すべく機能する。そして、それら財政諸機構・機関が、総体として財政的諸関係を構成しており、——坂本氏も指摘するように、主要には租税、国債、公信用などの諸形態での財政的諸関係として現実的な機能を——一国家目的の遂行手段としての機能を果たしているのである⁽³⁾。このように、國家の構成要素としての財政的諸機構・機関は、経済的土台の法則によって究極的に規定されており、それにたいし「一般的な従属の範囲」⁽⁴⁾ではあるが相対的自律性を有するのである。そして、それは、イデオロギー的社会関係を媒介し、かつ相対的自立性・自律性を根拠として経済的土台にたいし反作用するのである。そこで、こうした反作用の側面においては、あるいは財政的諸機構・機関を担っている官僚機構の意識においては、それらの関係が「転倒され翻訳され」ているがゆえに、上部構造の側にこそ究極的規定性があるかのごとくに意識され、政策目的を遂行しようとする意欲を根拠づける。

ところで、官房学的な伝統的財政学は、このような財政的諸関係の相対的自律性を絶対的自律性——上部構造にその社会構成体の究極的規定性があると考え、経済的土台における諸矛盾は上部構造へと転化され、上部構造によってその矛盾は解決されてゆく——として認識し、統治のための手段という見地から体系化しようとしたものである。したがって、財政過程を分析する見地が科学的な方法に基づいているとはいえない。

近代経済学的諸潮流による財政学は、官房学的な伝統的財政学とは異なる意

味で統治のための政策体系化をめざすものである。それらの財政学の特徴は、財政諸機構・機関の自律性は相対的であるということを理解せず、経済的土台と上部構造の作用と反作用をふたつの等しい力の相互作用として——財政過程における相対的自律性を経済的土台の運動における自律性と同じ意味内容で理解し、財政過程の相対性と経済的土台に制約されたうえで展開される能動性を政治的力関係に還元し、したがって経済的土台からの規定性の制約なしに諸階級・階層の力関係と統治機関の意思との相互作用とによってのみ政策が決定されてゆくと考える。それは同時に、上部構造による政策遂行に究極的規定性があるという見地を、官房学的な伝統的財政学と共有することにもなる。あるいは、そのような財政学は、相対的自律性の運動の原動力となっている二つの側面における規定性とその相互連関を、相互連関を構成しているそれぞれの個別的要素の因果関係として、個別連鎖としてとらえ、それを数量的な関係に還元して把握しようとする事にもなる。それでは、財政諸機構・機関の個別的要素が相互浸透しながら、国家目的に即し自律的で能動的な機能を果たしているという、財政過程の本質的な内容が分析されず、個別要素の相互依存（前提）関係を一面的にとりだし、調和主義的な相互調整の單なる抽象的可能性を指摘するにとどまらざるをえない。したがって、この見地においても、財政的諸関係を通ずる国家の反作用は、その運動の原動力を得ることができず、そこで、政策を現実化させるためには主觀主義的な「判断基準」を措定せざるをえなくなる。その「判断基準」は、資本主義的社会構成体を構成する諸階級・階層の経済的基礎の相違にもとづく「価値観」の相違にもかかわらず——「観念的なものは、物質的なものが人間の頭のなかで転倒され翻訳されたものにほかならない」⁽⁵⁾にもかかわらず、「普遍的」（形式論理学的な意味での普遍性）なものであるかのように主張されることになるのである。

このように、伝統的な財政学も近代経済学的な財政学も、財政過程における相対的自律性を科学的に分析する見地にたっておらず、ともに特定の階級・階層の行動規範を類型化し、また、体系化させることを目的とした財政思想であ

るということができる。

注

- (1) 「物質的社会関係」および「イデオロギー的社会関係」というカテゴリーの意味は、レーニン「『人民の友』とはなにか」、『レーニン全集』第1巻、大月書店、133ページに依拠している。なお、「イデオロギー」というカテゴリーの理解については、上野俊樹著『経済学とイデオロギー』第5章、有斐閣、1982年、を参照されたい。
- (2) 本稿での国家の諸規定については、上野俊樹氏のそれによっている。上野俊樹・鈴木健編『現代の国家独占資本主義（上巻）』第5章、大月書店、1987年、を参照されたい。
- (3) 拙稿「金融資本と国家財政」、同前第4章を参照。
- (4) エンゲルス「コンラート・シュミットへの手紙」、『マルクス・エンゲルス全集』第37巻、大月書店、427ページ。
- (5) マルクス『資本論』第1巻、大月書店（普及版）、22ページ。